

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営佐山頭首工地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 1 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営佐山頭首工地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和 7 年 9 月 12 日から令和 7 年 10 月 15 日まで
- 3 縦覧場所 甲賀市産業経済部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト
([https:// www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345854.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345854.html)) でも閲覧することができる。
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課 〒528－8511 甲賀市水口町水口 6200